



九州医療センター



ホッとニュース

vol.6

2019.11.1

職場への病名を伝えることについて～みんなどうしてる？～

先月号のHIV内定取り消し訴訟で改めて、職場に「病名を伝える」ことは必要ないことが示されました。しかし、感染判明直後の混乱した気持ちでつい伝えてしまった、また伝えなくてもいいということを知らずに伝えてしまった、伝えたいけどどうやって伝えたらいいか、などソーシャルワーカーがよく相談を受けることがあります。大事なことは、「伝える」「伝えない」いずれにしても十分考えて決めるということです。

～ソーシャルワーカーがよく受ける質問～

Q1.病名を伝えることでどんないいことがありますか？

A1.体調不良時や受診のための休暇を申し出しやすい(短時間勤務、仕事内容等) 障害者控除が利用しやすいことが考えられます。

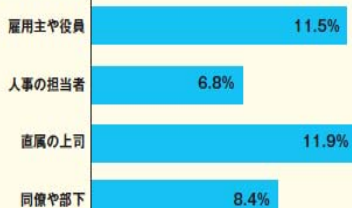
Q2.障害者手帳の提示は必要なんですか？

A2.障害者手帳の提示は必要ありません。しかし、障害者控除の利用や障害者枠で雇用されている方は提示が必要です。手帳の提示をしないため不利益を受けることはありません。



働くHIV陽性者のうち「職場の誰かに病名を伝えている」人の割合

職場でHIV陽性であることを知らせている相手 (図6)



ふれいす東京ではHIV陽性者のよくある質問・みんなの回答集で「病名を伝える」ことについて取り上げられています

出典：2011「全国HIV陽性者の生活と社会参加に関する調査」
 全国のエイズ拠点病院33病院に通院するHIV陽性者1813名を対象とする調査
 厚生労働省科学研究費補助金エイズ対策研究事業「地域におけるHIV陽性者支援のための研究班」

☆陽性者の声☆(ふれいす東京HPより一部抜粋)

○伝えている

・「自分自身のことを知らない人に話す訳ですから、とても勇気のいることです。上司とのしっかりとした信頼関係を築いていればカミングアウトしても大丈夫かと思えます」

○伝えていない

・「告白する必要はないと思いますよ。というか、パニックになって判断を誤って、不用意な告白をする方が心配です。」

～ソーシャルワーカーからのメッセージ～

私たち、コンバインドセンターのスタッフは職場への病名開示のことだけではなく、仕事と治療の両立に向けて一緒に考え、患者さん自身の意思決定をサポートさせていただきますのでいつでもお声掛けください。

～スタッフ紹介コーナー～

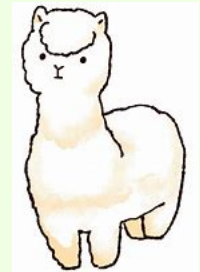
第6回目のスタッフ紹介は当センター臨床心理士の辻さん、曾我さん、平川さんです♪
心理士の皆さんにはストレス発散法等について教えていただきました。
心理士さんの好きなキャラクターや動物とともにご紹介いたします。



ストレス発散法

○平川さん

家で寝てダラダラする脱力系の発散法と思いきり体を動かす全力系(?)の発散法を気分によって使い分けています。



気になっている食べ物

甘酒が飲む点滴と聞いて気になっているのですが、いかんせん味が苦手で自分の口に合う甘酒を探しています…。

患者さんへ向けて一言

病気があっても平気な時、病気があるから不安な時、両方あるかと思います。不安な時には誰かに話すと心が軽くなることもあります。
誰かに少し話してみようかなと思った際には、心理士もお手伝いできますのでお声かけください。

ストレス発散法

○曾我さん

自分の好きな時間をもつ(パン屋を巡っておいしいパンを食べること)
お風呂にゆっくりつかる

良質な睡眠をとるために

できるときには日光を浴びて軽めの運動(ウォーキングなど)をする
なるべく早寝早起きを心がけています



患者さんへ向けて一言

これからもよろしくお願い致します。

次月号は⇒安眠法について  辻さんより



医療費控除について



医療費控除はご自身で確定申告が必要です。1月1日～12月31日までの1年間に支払った医療費が10万円(総所得に5%し、10万円以下の場合はその金額)を超えた場合申告により所得税が一部安くなります。通院にかかった交通費なども対象となる場合があります。
申告に条件がありますのでご興味のある方はチェック！



国税庁医療費控除の
ホームページQRコードです。

編集後記

すっかり朝晩が寒くなってきました。皆さん体調はいかがでしょう？次月号では、臨床心理士さんからおすすめの安眠法について教えていただきます。楽しみにしてください。11月はエイズ学会が熊本でありますので、お時間にゆとりがある方は是非参加してみてください。
(MSW 大里)